

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める書面)

2020 年 10 月 2 日

岡藤日産証券ホールディングス株式会社

日産証券株式会社

2020 年 10 月 2 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区新川二丁目 12 番 16 号
岡藤日産証券ホールディングス株式会社
代表取締役社長 小崎 隆司

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号
日産証券株式会社
代表取締役社長 二家 英彰

岡藤日産証券ホールディングス株式会社（なお、岡藤日産証券ホールディングス株式会社は、2020 年 10 月 1 日付で商号を岡藤ホールディングス株式会社から岡藤日産証券ホールディングス株式会社に変更しております。以下「岡藤日産証券ホールディングス」といいます。）及び日産証券株式会社（以下「日産証券」といいます。）は、2020 年 5 月 15 日付けで両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、岡藤日産証券ホールディングスを株式交換完全親会社とし、日産証券を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2020 年 10 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 2 号）

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

日産証券の株主から、会社法第 784 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

日産証券は、会社法第 785 条第 4 項の規定により、2020 年 9 月 10 日付けで、その株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である岡藤日産証券ホー

ルディングスの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定により日産証券に対して株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

日産証券は、会社法第 787 条第 4 項の規定により、2020 年 9 月 10 日付けで、その新株予約権者に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である岡藤日産証券ホールディングスの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第 787 条第 1 項の規定により日産証券に対して新株予約権買取請求を行った新株予約権者はありませんでした。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

岡藤日産証券ホールディングスの株主から、会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

岡藤日産証券ホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2020 年 9 月 10 日付けで、その株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である日産証券の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定により岡藤日産証券ホールディングスに対して株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により岡藤日産証券ホールディングスに移転した日産証券の株式の数は、普通株式 8,160,000 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則

第 190 条第 5 号)

(1) 岡藤日産証券ホールディングスの株主総会による本株式交換の承認

岡藤日産証券ホールディングスは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2020 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、本株式交換を行いました。

(2) 日産証券の株主総会による本株式交換の承認

日産証券は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2020 年 6 月 19 日開催の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで、本株式交換を行いました。

(3) 日産証券の株主に対する株式の割当交付

本株式交換により、日産証券の株主（ただし、岡藤日産証券ホールディングスを除きます。）に対して、日産証券の普通株式 1 株につき、岡藤日産証券ホールディングスの普通株式 5.65 株をもって割当交付いたしました。岡藤日産証券ホールディングスが交付した普通株式の合計は 46,104,000 株です。

(4) 岡藤日産証券ホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の変動

本株式交換により増加した岡藤日産証券ホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりです。

- (1) 資本金 0 円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第 39 条第 1 項に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金 0 円

(5) 日産証券による自己株式の消却

日産証券は、本株式交換により岡藤日産証券ホールディングスが日産証券の発行済株式（ただし、岡藤日産証券ホールディングスが保有する日産証券の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時に保有していた自己株式の全部である 633,524 株を消却いたしました。

以 上